

富山県不正軽油撲滅宣言事業所登録事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不正軽油撲滅に自主的に取り組む事業所を不正軽油撲滅宣言事業所として登録し、その取組みの拡大を通じて、不正軽油の製造・売買及び使用の防止を促進することにより、軽油引取税の適正・公平な課税と不正軽油に係る環境汚染防止に資することを目的とする。

(登録対象事業所)

第2条 登録の対象となる事業所は、富山県内で軽油の製造、売買、使用等をしている事業所とする。

(登録及び公表)

第3条 登録を受けようとする者は、第1号様式による登録申込書を富山県不正軽油防止対策協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 会長は、前項の規定による登録の申込みの内容が別表1に定める登録基準に適合すると認めるときは、これを登録し、第2号様式により通知するものとする。

3 前項の登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

(1) 登録番号及び登録年月日

(2) 事業所の名称、管理者、所在地及び業種区分

(3) 事業所が管理する自家タンクの種別及び容量

4 会長は、第2項の規定により登録を受けた事業所（以下「登録事業所」という。）の名称、所在地及び業種区分を公表するものとする。

(変更の届出)

第4条 登録事業所について前条第1項の登録の申込みを行った者（以下「登録責任者」という。）は、登録証に記載された事項に変更が生じたときは、変更があった日から7日以内に、第3号様式による変更届を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の届出書の提出があったときは、遅滞なく登録事項を変更するものとする。

(辞退、休止、再開又は廃止の届出)

第5条 登録責任者は、登録を辞退するときは、第4号様式による届出書を会長に提出しなければならない。

2 登録責任者は、登録事業所を休止、再開又は廃止したときは、その日から7日以内に、第4号様式による届出書を会長に提出しなければならない。

3 会長は、前2項の届出書の提出があったときは、遅滞なくその旨を登録事項に付記し、又は登録を抹消するものとする。

(登録の取消し)

第6条 会長は、登録事業所が別表2に定める取消基準に該当すると認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2 会長は、前項の取消しを行おうとするときは、当該登録事業所の登録責任者に対し、

あらかじめ、その旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

- 3 会長は、登録事業所の登録を取り消したときは、第5号様式により通知するものとする。
- 4 第1項の規定による登録の取り消しに伴う営業上の不利益については、当該登録事業所が負担するものとする。

(登録証及び登録ステッカーの交付等)

第7条 会長は、登録事業所に対し、登録証及び登録ステッカー（以下この条において「登録証等」という。）を交付するものとする。

- 2 登録証等は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 3 登録証等の交付を受けた者は、登録事業所の登録が取り消されたとき、登録を辞退したとき又は事業を廃止したときは、その日から7日以内に登録証等を会長に返さなければならない。

(不正軽油に関する情報提供等)

第8条 会長は、登録事業所に対し、必要に応じ、不正軽油に関する情報等を提供するものとする。

- 2 登録事業所は、当該事業所において取り扱う軽油の品質について疑義があるときは、会長に対し、その軽油の分析を申し出ることができる。

(報告)

第9条 会長は、必要に応じて、登録基準への適合状況等について、登録事業所から報告を求めることができる。

(所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、富山県経営管理部税務課において所掌する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成17年12月15日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年1月7日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年6月23日から施行する。ただし、現在登録している事業所は、従前の登録期間後の更新の申込み以後に適用する。

附 則 この要綱は、令和6年3月5日から施行する。ただし、現在登録している事業所は、従前の登録期間後の更新の申込み以後に適用する。

別 表 1

富山県不正軽油撲滅宣言事業所登録基準

次の表の各区分について、それぞれの基準に適合すること。

| 区 分 | 基 準 |
|-------------------------------|--|
| 不正軽油防止に対する理解と不正軽油撲滅に向けた基本的な姿勢 | 登録を受けようとする事業所について、当該事業所の代表者が「不正軽油撲滅宣言」をすること |
| 不正軽油撲滅に向けた具体的な状況 | 登録を受けようとする事業所について、次のいずれかに該当すること ① 登録申込前1か月以内に購入した軽油について、納品書等により不正軽油を製造・売買・使用等していないことが確認できること ② 県税事務所による見本品採取調査等により、不正軽油を製造・売買・使用等していないことが確認できること |

別 表 2

富山県不正軽油撲滅宣言事業所取消基準

次の表のいずれかの区分について、それぞれの基準に該当したこと。

| 区 分 | 基 準 |
|------------------|-------------------------------------|
| 不正軽油撲滅に向けた具体的な状況 | 登録を受けた事業所について、不正軽油の製造、売買、使用等が判明したとき |
| その他 | 登録を受けた事業所について、不正または偽りの申請があったとき |